

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第十六号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条の二」を「第三条の五」に改める。

第二条の三及び第二条の四を次のように改める。

第二条の三 削除

（退職理由記録の作成時期）

第二条の四 条例第五条の五に規定する退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。

）は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

第二条の五の見出し中「退職勸奨の記録」を「退職理由記録」に改め、同条第一項中「退職勸奨の記録」を「退職理由記録」に改め、同項各号を次のように改める。

一 作成年月日

二 氏名及び生年月日

三 退職の日における所属及び職名

四 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日

五 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯

六 作成者の職名及び氏名

第二条の五第二項及び第三項中「退職勸奨の記録」を「退職理由記録」に改める。

第二条の六の見出し中「退職勸奨の記録」を「退職理由記録」に改め、同条第一項中「退職勸奨の記録」を「退職理由記録」に改め、「又はその委任を受けた者」を削り、同条第二項中「退職勸奨の記録は、職員の退職」を「退職理由記録は、その作成」に改める。

第二条の七を次のように改める。

第二条の七 削除

第三条第一項第二号中「第五十五条」を「第八条第三項」に改める。

第二章中第三条の二の次に次の三条を加える。

（募集実施要項の記載事項）

第三条の三 条例第八条の三第二項第十一号の人事委員会規則で定める必要な事項は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第八条の三第三項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
- 二 条例第八条の三第八項各号に掲げる職員が同項の規定による応募（次条において「応募」という。）をすることはできない旨

三 条例第八条の三十項の規定により認定（同項の規定による認定をいう。以下この条及び次条において同じ。）をしない旨の決定をする場合がある旨

四 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、条例第八条の三十二項の規定による通知を行うこととなる旨（募集実施要項（条例第八条の三第二項に規定する募集実施要項をいう。）に退職すべき期間を記載した場合に限る。）

五 条例第八条の三十三項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等に係る様式）

第三条の四 応募は、別記様式第一号の二の申請書によるものとし、条例第八条の三第八項の規定による応募の取下げは、別記様式第一号の三の申請書によるものとする。

2 条例第八条の三十一項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

一 認定をする旨の決定をした場合 別記様式第一号の四の通知書

二 認定をしない旨の決定をした場合 別記様式第一号の五の通知書

3 条例第八条の三十二項の規定による退職すべき期日の通知は、別記様式第一号の六の通知書によるものとする。ただし、前項第一号に定める通知書により当該退職すべき期日の通知を併せて行つた場合は、別記様式第一号の六の通知書を省略することができる。

4 条例第八条の三十三項の規定による同意は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

一 退職すべき期日を繰り上げる場合 別記様式第一号の七の同意書

二 退職すべき期日を繰り下げの場合 別記様式第一号の八の同意書

5 条例第八条の三十四項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、別記様式第一号の九の通知書によるものとする。

（募集実施要項等の公表）

第三条の五 条例第八条の三十六項の規定による公表は、毎年度行うものとする。

第七条中「別記様式第一号の二」を「別記様式第一号の十」に改める。

第九条の二第一号及び第二号を次のように改める。

一 条例第五条第一項第二号に規定する者

二 条例第八条の三十項に規定する認定を受けて同条十三項に規定する退職すべき期日に退職した者

第九条の二第六号中「非違によることなく勸奨を受けて」を「事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条の 5 関係)

退職の理由の記録

	作成年月日	年 月 日
氏 名	生年月日	年 月 日
所 属	職 名	
勤続期間	採用年月日	退職年月日
	年 月 日	年 月 日

退職の理由	(職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号)
当該退職の理由に該当するに至った経緯	

作成者の 職名, 氏名 及び印	
-----------------------	--

別記様式第一号の二（別紙）を次のように改め、同様式を別記様式第一号の十とする。

別記様式第一号の次に次の八様式を加える。

様式第 1 号の 3 (第 3 条の 4 関係)

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

(任命権者) 取下半年月日 年 月 日
様 取下申請者.....

私は、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 8 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下申請をする早期退職希望者の募集について		
募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間		
2 取下申請者について		
ふりがな 氏 名	所 属	職 名
3 認定について		
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日	
退職すべき期日又は期間		

(注)「3 認定について」欄は、取下時点において認定を受けている場合に記入すること。
 また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下時点において退職すべき期日
 が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入する
 こと。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書 の受理番号	

様式第 1 号の 4 (第 3 条の 4 関係)

認定通知書

認定年月日 年 月 日

.....様

(任命権者)

.....

あなたから 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 10 項及び第 11 項の規定により、認定の決定をしますので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

(注) 「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

様式第 1 号の 5 (第 3 条の 4 関係)

不認定通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....

あなたから 年 月 日付けで申請のあつた早期退職希望者の募集に係る応募については、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 10 項及び第 11 項の規定により、認定をしない旨の決定をしましたので、通知します。

不認定の理由

--

様式第 1 号の 6 (第 3 条の 4 関係)

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

あなたの退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、職員の退職手
当に関する条例第 8 条の 3 第 12 項の規定により、通知します。

様式第 1 号の 7 (第 3 条の 4 関係)

退職すべき期日の繰上同意書

年 月 日

(任命権者)

様

私は、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 13 項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注) 「認定年月日」は、認定通知書 (別記様式第 1 号の 4) に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第 1 号の 8 (第 3 条の 4 関係)

退職すべき期日の繰下同意書

年 月 日

(任命権者)

様

私は、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 13 項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(別記様式第 1 号の 4)に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第 1 号の 9 (第 3 条の 4 関係)

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....

あなたの退職すべき期日は、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 14 項の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日	年 月 日	

(注) 「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上同意書 (別記様式第 1 号の 7) 又は退職すべき期日の繰下同意書 (別記様式第 1 号の 8) に記載されている年月日を記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この人事委員会規則による改正前の職員の退職手当の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により作成された退職勧奨の記録の保管については、なお従前の例による。

3 この人事委員会規則の施行の日前に退職した者が改正前の規則第九条の二第一号、第二号又は第六号に掲げる者に該当する場合には、この人事委員会規則による改正後の職員の退職手当の支給に関する規則第九条の二に規定する条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

4 この人事委員会規則の施行の日前に退職した者に交付する広島県職員退職票については、改正前の規則別記様式第一号の二によるものとする。